御代田町新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画（概要版）

令和３年３月22日現在

令和５年４月1日改正

1. 基本方針

接種を希望する全ての住民が円滑に接種を受けられるよう国・県・医療機関等と連携し、より多くの住民が早期に接種を進めることができる体制を整備する。

・追加接種以降国の方針に準ずる。

1. 接種対象者等
2. 対象者の範囲

接種日に住民基本台帳に登録されている者の他、町外在住者の内、町内医療機関・施設に入院・入所中の者、単身赴任中の者等についても対象者とする。

1. 接種順位

接種順位は，①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有する者、④その他の者とする。

1. 接種開始予定

令和３年３月に医療従事者への接種から開始し、４月26日以降に高齢者、その後は接種順位の上位の者から順次接種していく。

1. 接種体制
2. 接種方式

町内全ての医療機関の協力の下、集団接種を基本に個別接種を併用し、体制が整い次第個別接種を基本とする。

* 集団接種会場　１カ所
* 個別接種会場　町内協力医療機関
* 入院・入所者は当該施設において、在宅療養者は自宅において実施する。
1. 予約方法
* 集団接種・個別接種　オンライン予約（24時間）、電話予約（コールセンター受付）
1. コールセンターの設置
* 接種開始の２週間前を目途に保健福祉課健康推進係内に設置する。
* 予約の電話受付、接種券の交付・紛失等の相談、ワクチンに関する不安相談窓口の案内等に対応
1. ワクチンの管理等

町保健福祉課において，ワクチンを適正管理するとともに，医療機関等での接種用にワクチンを小分けし，配送委託事業者を介して移送する。

1. 住民に対する情報提供

個別通知の他、広報誌、ホームページ、SNSを活用し、接種方法・集団接種会場・個別接種医療機関・接種スケジュール等について、情報提供を行う。

1. 副反応への対応

接種後、15分～30分の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においても県の相談センターなどと連携し対応する。また、接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく、副反応健康被害救済制度により対応する。